

市の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量

(トン)

温室効果ガス	調査項目	H11	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
二酸化炭素	公用車											
	ガソリン	260	259	251	238	266	295	279	292	288	281	281
	軽油	1,020	1,026	1,003	1,020	1,020	832	584	472	419	356	370
	灯油	4,226	3,641	3,876	3,622	3,904	4,078	3,729	3,620	3,407	3,715	3,798
	内訳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通年排出											
	暖房	3,931	3,363	3,570	3,429	3,701	3,803	3,465	3,367	3,132	3,462	3,579
	ロードヒーティング	295	278	307	193	203	274	264	252	275	253	218
	A重油	11,685	11,471	11,251	10,991	10,231	10,365	10,121	9,791	8,561	8,048	7,489
	内訳	2,697	2,973	3,171	3,264	2,366	2,264	2,321	2,282	1,864	1,015	586
	通年排出											
	暖房	8,988	8,499	8,079	7,727	7,865	8,100	7,800	7,509	6,697	7,033	6,903
	ロードヒーティング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メタン	液化石油ガス(LPG)	43	35	36	34	32	31	43	42	39	41	42
	都市ガス	1,431	793	1,242	744	1,054	427	321	328	309	1,037	1,126
	内訳	480	437	405	299	299	171	107	104	95	797	909
	通年排出											
	暖房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ロードヒーティング	951	356	836	445	755	256	214	224	214	240	217
	電気	19,881	18,069	18,346	15,928	16,454	17,402	16,195	17,010	15,529	15,918	15,462
	内訳	12,543	12,155	11,911	11,421	11,360	12,122	11,900	11,763	11,153	10,850	10,405
	通年排出											
	暖房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ロードヒーティング	7,338	5,914	6,435	4,507	5,094	5,280	4,295	5,247	4,376	5,068	5,057
	下水処理	376	376	376	384	391	419	405	408	394	410	444
一酸化二窒素	自動車走行	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	廃棄物焼却	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	麻酔剤	279	205	309	288	214	186	195	130	112	84	102
	自動車走行	13	14	15	14	14	14	13	12	11	11	10
	廃棄物焼却	132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	カーエアコン	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	ハイドロフルオロカーボン											
	温室効果ガス排出量合計	39,350	35,893	36,708	33,266	33,582	34,051	31,889	32,108	29,072	29,904	29,128

※数値は、小数点第一位を四捨五入しており、各年度の数値を足しても、温室効果ガス排出量合計と一致しない

< 参考資料 2 >

市の事務及び事業に関する平成 2 年度の温室効果ガス排出量の算出方法

本市の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量については、実績値の把握を始めた平成 11 年度は 39,350 トンであるが、平成 2 年度は不明なため、本市と北海道の排出状況が同じであるとして、北海道の実績値（表 1）から本市の平成 2 年度の排出量を数式 1 により推計した。結果、平成 2 年度の温室効果ガス排出量は、36,051 トンとなっている。

表 1. 北海道の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

年度	北海道	増減率
H 2	4,034 万トン	基準年
H 11	4,403 万トン	+9.2%

数式 1

$$H 2 \text{ 小樽市の排出量(推計)} = H 11 \text{ 小樽市の排出量} \times \frac{H 2 \text{ 北海道の排出量}}{H 11 \text{ 北海道の排出量}}$$

< 参考資料 3 >

小樽市の冬季気象データ

	H11	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
冬季平均気温(°C)	-1.7	-1.0	-2.4	-0.7	-2.1	-2.3	-0.8	-1.5	-0.7	-1.9	-1.3
降雪量(cm)	800	537	688	531	732	712	524	468	639	613	692
積雪深(cm)	143	66	112	99	153	172	92	126	87	102	133

※冬季平均気温は、各年度の 12～3 月の月間値の平均値

※降雪量は年度間値

※積雪深は年度間の最深値

< 参考資料 4 >

小樽市温暖化対策推進実行計画策定要綱

(目的)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日）第20条の3の規定に基づく小樽市温暖化対策推進実行計画（以下「実行計画」という。）を策定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(実行計画の趣旨及び対象事業)

第2条 実行計画の趣旨及び対象事業等は次のとおりとする。

(1) 趣旨

実行計画の策定は、市の事務及び事業により自ら排出する温室効果ガスの排出量を削減することにより、国及び道の温室効果ガス削減目標の達成に寄与するとともに、市民・事業者の取組を促す契機とする。

(2) 対象事務及び事業

実行計画の対象とする事務及び事業は、庁舎・廃棄物処理・水道・下水道・学校・病院等各施設での事務及び事業を含み、他者に委託等して行う事務又は事業を除く（ただし、第3次実行計画においては、第2次実行計画の最終年度で対象になった施設は含める。）。

(温室効果ガス排出量の調査)

第3条 対象事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量については、毎年度調査し、公表するものとする。

(目標年次及び目標設定)

第4条 国及び道の温室効果ガス削減目標等を参考に、本市の現状に即して、これを定めるものとする。

(目標達成のための計画内容)

第5条 削減目標を達成するための計画の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物品やサービスの購入・使用に当たっての配慮
- (2) 建築物の建築、管理等に当たっての配慮
- (3) 事務事業に当たっての環境保全への配慮
- (4) 職員に対しての意識啓発等
- (5) 計画の推進体制の整備の実施状況の点検

(実行計画策定体制)

第6条 実行計画策定のための組織は、次のとおりとする。

(1) 実行計画策定会議

- ア 策定会議は実行計画案、その他実行計画策定のために必要な事項について審議し、決定する。
- イ 策定会議は委員長及び委員をもって構成する。
- ウ 委員長は副市長をもって充てる。
- エ 委員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- オ 会議は委員長が招集し、これを主宰する。

(2) 幹事会

- ア 策定会議の運営に関し必要な事項を協議するため幹事会を置く。
- イ 幹事会は幹事長及び幹事をもって構成する。
- ウ 幹事長は委員長が指名する者をもって充てる。

- エ 幹事は別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- オ 幹事会は幹事長が招集し、これを主宰する。
- カ 幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が別に定める。

(3) 事務局

策定会議及び幹事会の事務を処理するため生活環境部に事務局を置く。

(4) 職員の参加

策定会議は、実行計画の策定に当たり、職員の提言や協力を得るものとする。

(指導助言体制)

第 7 条 計画策定の全般にわたって指導助言を得るため、学識経験者等の意見を求めることができる。

(実行計画の推進及び点検)

第 8 条 実行計画の推進及び点検は、実行計画策定会議及び幹事会により実施する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、実行計画の策定について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 28 日から施行する。

別表 1 実行計画策定会議委員

委員長	副市長
委員	総務部長
	財政部長
	産業港湾部長
	生活環境部長
	医療保険部長
	福祉部長
	保健所長
	建設部長
	会計管理者
	病院局経営管理部長
	消防本部消防長
	水道局長
	教育委員会教育部長
	議会事務局長
	監査委員事務局長
	選挙管理委員会事務局長
	農業委員会事務局長

委員長	1名
委員	17名
合計	18名

別表 2 実行計画策定会議幹事

幹事長	生活環境部環境課長
幹事	総務部総務課長
	財政部契約管財課長
	産業港湾部商業労政課長
	生活環境部管理課長
	医療保険部国保年金課長
	福祉部地域福祉課長
	保健所保健総務課長
	建設部庶務課長
	会計課長
	病院局経営管理部管理課長
	消防本部総務課長
	水道局総務課長
	教育委員会教育部教育総務課長
	議会事務局次長
	選挙管理委員会事務局次長
	農業委員会事務局長
	監査委員事務局次長

幹事長	1名
幹事	17名
合計	18名